

業務連絡

2019年11月18日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.6

2019年11月15日、支社会議室において「申」第6号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会を拒否しました。

JR東海労幹関西地「申」第6号
2019年8月27日

「準備報告時間内に於ける管理者指導」に関する申し入れ

7月24日、大阪第二運輸所に於いて、東海労組合員が退出時刻前の準備報告時間内で作業を行っていたところ、営業科秋山助役が1分で済むからと言って「開通表示灯の喚呼方法」を伝達してきた。

しかし、「開通表示灯の喚呼方法」等の乗務員に対する指導は、訓練時間内や超勤扱いで行うべきである。

常日頃、現場管理者からは車掌携帯端末（受領・締切り）扱いは乗務員間の会話を慎み集中するように指導している。また、今回のように、現場管理者が乗務員の準備報告時間内に於いて、指導することは主たる乗務員勤務制度に反した行動である。

以下、会社からの回答。

1. 今回、準備報告時間内に営業科秋山助役が1分で済むからと言って「開通表示灯の喚呼方法」を伝達してきたことは問題であると考え。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

準備報告時間は、1勤務の始業時の準備及び終業時の報告、整理のための時間であり、業務上必要な時間を措置しているが、当該作業に極力影響が出ないよう配慮した上で、必要な伝達及び指導を行うことはあり得る。

2. 「開通表示灯の喚呼方法」等を乗務員に対する指導は、訓練時間内や超勤扱いで行うべきと考える。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

1項と同じ回答。

以上